

3月

相続・生前対策と不動産無料相談会

チラシをご覧になられた方はお気軽にご相談ください！当日のご来場も受付いたします（ご予約優先）

相続が発生した方へ

相続税の申告期限は
10ヶ月しかありません！

専門家が相続や不動産に関するお困りごとの相談を承ります



司法書士
宅地建物取引士
志村春樹



相続診断士
宅地建物取引士
武中克典

こんなご不安・疑問・ご要望はありませんか？

相続(手続き・税金・対策)・不動産(売却・管理・活用)に関する不安・疑問・要望はございませんか？

- 相続登記を相談・依頼したい
- 遺言書の作成をお願いしたい
- 相続税が将来かかるのか把握したい
- 家族信託・成年後見制度について知りたい
- 相続対策の方法を知りたい
- 不動産問題(空き家/借地・底地/売却)の相談をしたい
- 相続人の間で揉めている場合の解決方法を知りたい
- まず何から始めたら良いのか教えてほしい

開催日時 **3月15日** 日

和光大学ポプリホール
鶴川会議室（託児室）

10：00～17：00（最終受付16：00）
小田急線鶴川駅「北口」から徒歩3分



開催日時 **3月22日** 日

和光大学ポプリホール
鶴川会議室（託児室）

10：00～17：00（最終受付16：00）
小田急線鶴川駅「北口」から徒歩3分



☑CHECK! 相続登記が義務化されました



相続した不動産の登記を
しないとどうなるの？

不動産を相続した場合、その相続を知ってから3年以内に相続登記をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。



相続登記義務化の開始から
申請件数が約2倍!?

法務省の速報値によると、2024年4月～2025年1月の相続登記申請件数は前年同期比で約1.8倍に増加。都市部を中心に、相続放棄や遺産分割の複雑化により専門家への相談も急増しています。

☑CHECK! 私は相続税がかからない。。。と安心しないで!



申告期限を過ぎたら
どうなるの？

相続税の申告、及び納税には10ヶ月の期限があり、それを超えてしまうと無申告加算税(5~30%)といった追徴課税等がかかる場合があります。



相続税の申告で
注意すべきことは？

相続税の申告には正確な相続財産の把握が必要です。誤った税額を申告してしまうと、修正申告の必要や、ペナルティとして納税額が増えることがあります。特に不動産などはご自身の正確な評価額の算出が難しいため、まずは専門家に相談してみませんか？

お問合せ・ご予約

042-709-3935

受付時間：9：00～18：00

当日ご都合が合わない場合も柔軟に対応いたしますのでご相談ください

主催

山猫司法書士事務所 <https://www.yamaneko-legal.com>

まねきや不動産（クラスタイル株式会社） <https://www.crastyle.co.jp>

東京都町田市南大谷6-12-4

LINEで簡単登録
先ずはこちらから▶



相続手続きの流れ（期限）



※相続が開始されると名義変更・登記・相続税申告・役所への各種手続きが必要になってきます。また、期限のあるものや煩雑な手続きが必要なものもあります。

あなたはどのようなことでお悩みですか？

- 遺言書／家族信託
- 不動産売却
- 親の財産管理
- 生前贈与

- 有効な遺言書を作りたい
- 有効な遺言書を作りたい
- 今話題の家族信託について知りたい
- 不動産の売却・有効活用方法を知りたい
- 所有の不動産の資産価値を知りたい
- 家族でも親の財産を勝手には管理できない？
- もしものとき、信頼できる人に財産を任せたい
- 今すぐに行える相続対策を知りたい
- 資産を子供に贈りたい

遺言書／家族信託

有効な遺言書を作りたい。
認知症の対策を行いたい。
今話題の家族信託って何？

遺言をご自身で書く際は注意が必要です。亡くなった後、ご遺族の方が困らない手続きや書き方についてご相談ください。また、今話題の家族信託についてもご相談可能です。家族信託に精通した専門家がお話を伺いますので、お気軽にご来場ください。

親の財産管理

親のお金を守りたい。
今からできる財産管理の対策について知りたい。

認知症と診断されると、ご本人の銀行口座が凍結され、預金を引き出せなくなったり、所有不動産の売却ができなくなるなどの可能性があります。また財産管理を任せたい人をご自身で選ぶことができなくなるので、事前の準備が必要です。

不動産売却

住まなくなった不動産は売却したほうが良いの？

住まなくなった不動産を放置していると、特別控除など、優遇措置が受けられなくなるケースもあるので、早めに対処することが大切です。また、売却したくても相続の遺産分割協議が終わっていかないと、すぐに売却できるとは限りません。事前準備の段階から売却のサポートをいたします。

生前贈与

生前の贈与と相続の違いは？
贈与の方法を知りたい。

生前贈与は相続前にご自身の財産を贈与することをいい、相続争いの防止や相続税対策の有効な手段の一つです。どのような生前贈与が適切か、ご状況に合わせて丁寧にお答えいたします。